

# 河内町立かわち学園 いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

児童生徒（以下、児童等）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題の取組にあたっては、「いじめ」はどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが疑われる場合または認知された場合の「早期対応」と「再発防止」に的確に取り組むことが重要である。以下、本校職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童等にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の言動が児童等に大きな影響を及ぼすことを常に意識して関わることが大切である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童等がいじめを行わず、また、SNS等インターネットを通じて行われるいじめを含めて、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として、以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの児童等にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消、再発予防のために、本校職員、児童等、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行う。さらに、児童等が一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめ問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向け、「自己指導力」を身に付け、自主的な行動を目指して、安全で安心な学校づくりを推進する。

### ※自己指導力

児童等が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。

### 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

#### (1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの児童等にも、どの学級や集団でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童等を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

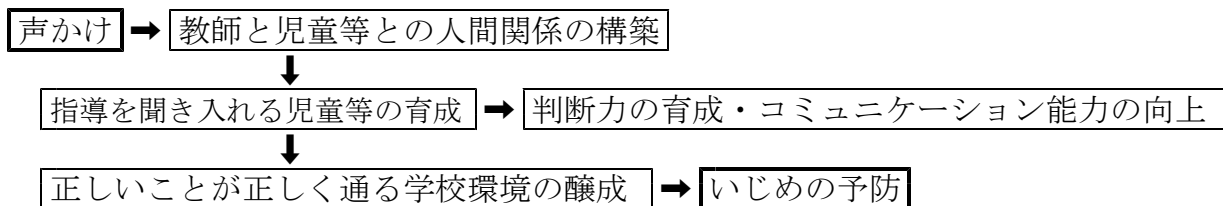
以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

#### ①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）



#### ②児童等のよさを伸ばす教師のかかわり

「目をかけ、気をかけ、声をかけ」を日常的に実践し、教師と児童等との信頼関係を基盤とした生徒指導を心がける。そして正しいことが正しく通る学校環境の醸成に努める。



### ③学校及び校長その他の教職員の責務

- ア 学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には適切かつ迅速にこれに対処する。
- イ 児童等に対し、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、教職員の言動が児童等に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行う。
- ウ 児童等に対し、いじめを行ってはならないことについて、発達段階に応じて分かりやすく指導するよう努める。
- エ いじめの問題を抱え込むことなく、保護者、地域住民、児童相談所、関係団体、その他の関係者と連携し、いじめを受けている児童等が支援を求めやすい環境を整備するよう努める。

### ④授業における生徒指導

- ア 学習規律の確立  
授業開始時刻を守る・人の話をしっかり聞くなど基本的な学習規律の定着を図ることは落ち着いた授業の成立の最低条件である。
- イ わかる授業の展開  
学習意欲の低下や否定的態度を招かないように、また発言に対する冷やかしやからかいの雰囲気を生まないために、全ての児童等が参加でき、活躍できるわかりやすい授業づくりに努める。  
上記を目指す授業力向上・授業改善のために授業を担当する全ての教員が公開授業を行い、相互参観と事後協議をする。また、学習規律の定着のために、前期・後期課程連携による確認と継続指導を行う。

### ⑤互いを認め合う集団づくり

- ア 居場所のある学級づくり  
学級の児童等一人一人が活躍でき、支持的風土のある学級の雰囲気づくりをする。→朝の会、帰りの会、清掃活動、学級会の充実
- イ 倫理観・道徳観の育成  
道徳科の授業を中心に、思いやりや生命・人権を大切にする心の育成を図り、実践化に結び付ける。→道徳教育推進教師を中心とした教材の選択と授業計画
- ウ 学校行事と児童・生徒会活動の充実  
児童等が主体的に企画・運営する学校行事を通して、児童等一人一人に達成感や感動、団結することのよさ等を味わわせ、自己有用感や自己肯定感を育てる。また、児童等が中心となって、望ましい生活について考え実践する行事を企画・立案するための支援をする。→中央委員会の活性化

### ⑥予防・開発的な生徒指導の取組

児童等が人と関わる喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得できるよう、児童等主体の学校行事や児童・生徒会主導の行事を企画・運営する。

### ⑦自殺の未然防止のための啓発

長期休業期間中の家庭における児童等の見守りについては保護者に依頼し、保護者が把握した児童等の悩みや変化については、積極的に学校や関係機関に相談できるようポスターや手紙等で周知する。

## (2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

### ①教師と児童等の普段の関わり

授業以外での教師と児童等との関わりの時間をできるだけ多くする。教師が授業と授業の間の休み時間に、次の授業の教師が来るまで意図的に残り、児童等との何気ない関わりや会話を通して、いじめ等の未然防止を図るとともに、児童等の理解を深める。気になる点は、学年内で話題にし、生徒指導部会や「いじめ防止対策委員会」に報告する。

### ②いじめ防止対策委員会での検討

随時実施される「いじめ防止対策委員会」で気になる児童等の情報共有をし、より大勢の目で当該児童等を見守る。また、学校を欠席した児童等に対する教職員の対応については、年度初めに共通理解した学校のきまりの内容を共通実践する。

### ③学校生活調査の実施

「学校生活調査」を学期1回（6月、11月、2月）実施し、児童等の人間関係等の実態把握をする。SNS等インターネットを介してのいじめについても内容に入れる。

### ④教育相談の充実

担任が適時実施する面談とは別に、二者面談を学期1回（6月、11月、2月）実施し、児童等の悩み等を聞き、よりよい生活に結び付ける。町教育相談員やスクールカウンセラーとの積極的な活用にも結び付ける。

### ⑥相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、電話やメール、1人1台端末を活用したオンライン相談窓口など、複数の相談窓口を児童等や保護者に周知する。

### ⑦家庭及び地域との連携

#### ア 保護者の啓発

- ・各家庭において児童等の小さな変化にも気付き、子どもに寄り添いながら話を傾聴するように努める。
- ・子供の話に耳を傾け、子供の良さを認めるなどして、子供の理解に努める。
- ・情報モラルの理解に努め、子供がSNS等インターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

#### イ 家庭との連携

- ・ 普段より、家庭との連携を密にとる。主には電話連絡になるが、何かあった際の連絡だけでなく、児童等の些細な頑張りやよさも伝えることを意識し、よりよい連携ができるような関係を築いておく。担任ばかりでなく、部活動顧問も同様の意識で実践する。

#### ウ 地域との連携

- ・ 地域の民生委員や主任児童委員、PTA役員とも連携し、地域で児童等を見守り、心配なことがあった場合には学校に連絡できるよう協力体制を構築する。
- ・ 地域は、青少年育成町民会議等を効果的に活用し、児童等の社会性や規範意識や人を思いやる心を育てる。また、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童等同士、又は児童等と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

#### ⑧関係諸機関との情報連携

児童等の情報連携を図るために、所轄警察及び町子育て支援課と定期的に連絡をとったり、青少年育成町民会議等も有効に活用したりして情報交換や話合いの機会をもつ。

#### ⑨いじめ問題に関する研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する職員研修を研修の年間計画に位置付け実施し教職員のいじめ防止等に関する資質の向上を図る。また生徒指導担当は出張内容の伝達を確実に行う。

#### ⑩SNS等インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のSNS等インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNS等インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。そして、SNS等インターネットによるいじめの特徴と対応について研修し、迅速な対応ができるようにする。また、協力機関との連携も含め、PTA行事等で児童等・保護者向けの情報モラルの研修会も実施する。

#### (3) いじめ（疑い含む）を認知した場合の適切な対応（早期対応）

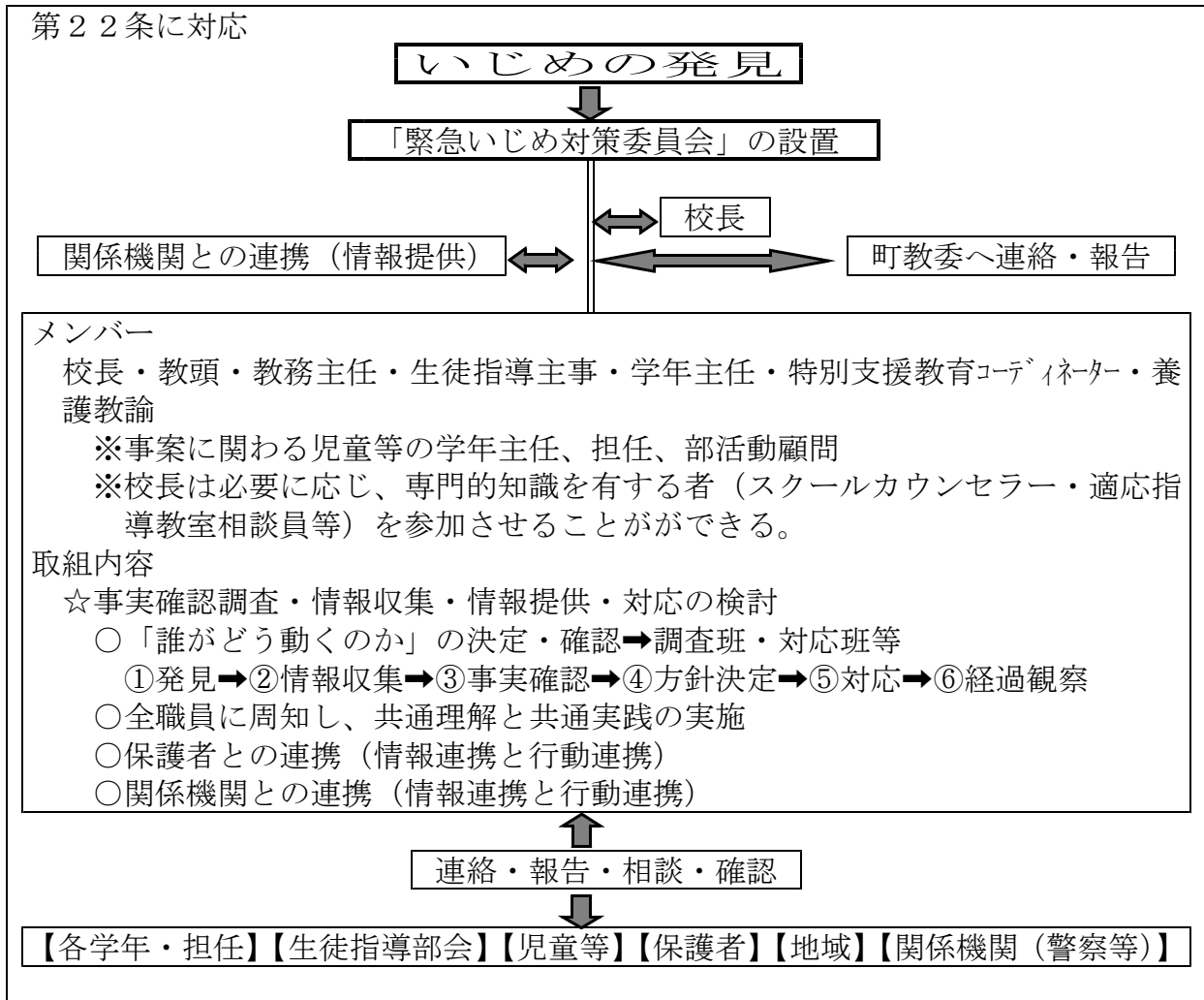
いじめ（疑い含む）があることが認知された場合、学校は直ちに、何よりもいじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめをした児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。その際、二次的な問題（不登校、自傷行為・仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

以下は、本校におけるいじめへの早期対応の取組である。

##### ①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無をきちんと確認し、「緊急いじめ対策委員会」を開催し、対応について検討する。また、全職員で情報を共有し、情報連携と行動連携が図れるようにする。

第22条に対応



## ②いじめへの対応

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集（アンケート・聞き取り等）を慎重かつ綿密に行い、事実を確認した上で、何よりもいじめられている児童等の身の安全を最優先に考え、心のケアに努める。いじめている側の児童等に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、教育上必要があると認められたときには、適切に懲戒を与える。
- ※ いじめられている児童等や通報者に圧力をかけることのないよう指導したり別室で学習したりする等の対応をする。さらには、学校教育法第35条の「出席停止」まで視野に入れて指導する。
- ウ 指導にあたっては、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ 傍観者の立場にいる児童等にも、いじめているのと同様であることを指導する。
- オ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめ防止対策推進法第23条6項の規定に基づき、所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

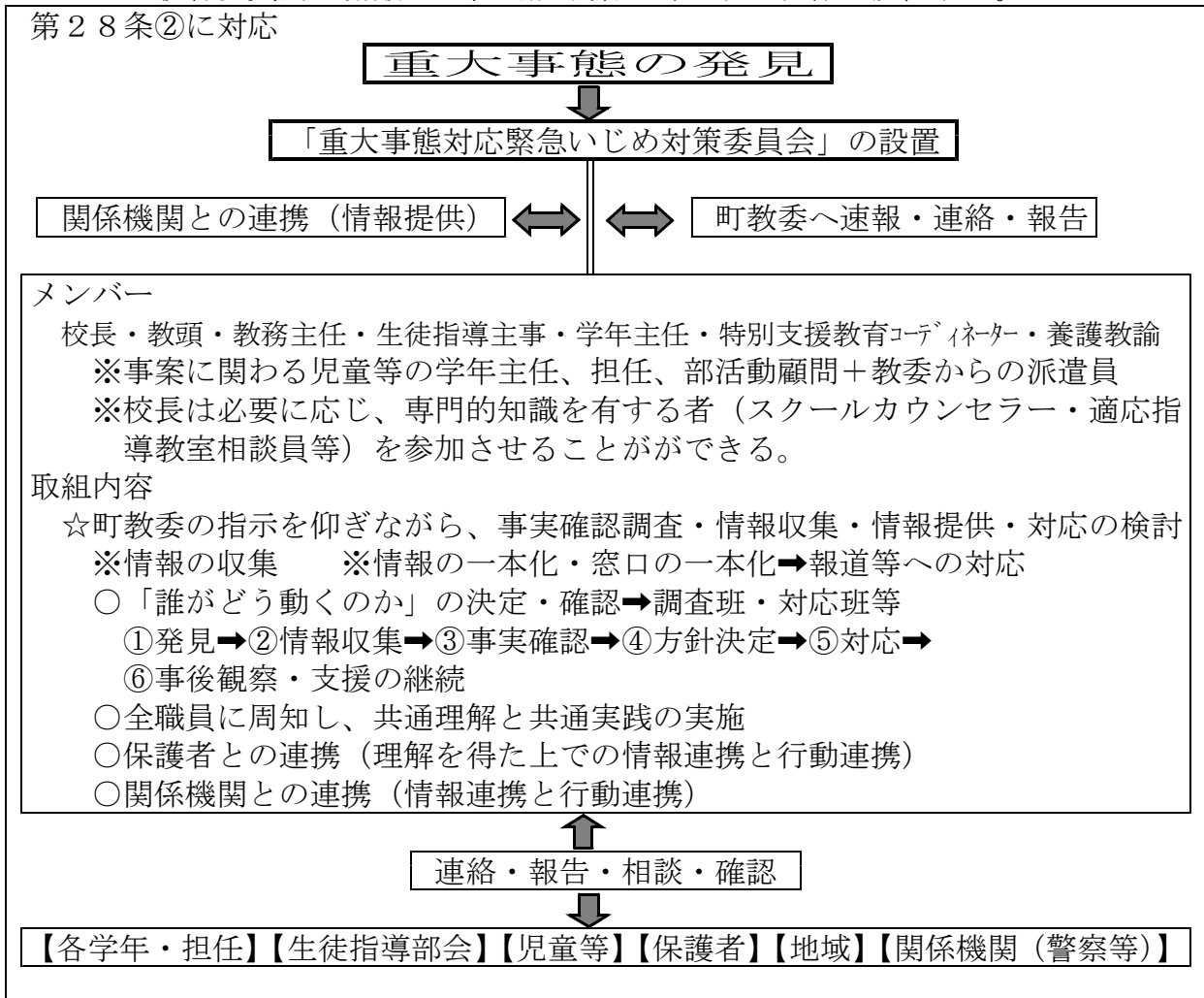
③重大事態と判断されるべきいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童等や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

第28条②に対応



ウ 上記組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を行う。

エ 調査結果については、いじめを受けたとされる児童等・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行ったとされる児童等・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の児童等の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止また、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童等や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて町教育委員会と相談し活用する。

キ 必要・要望に応じて、再調査を行い、いじめを行ったとされる児童等及びその保護者並びに再調査委員会等へ進捗状況及び調査結果等を報告する。その際、プライバシーの保護や個人情報の取扱には十分配慮する。

#### 4 その他の重要事項

##### 取組のふり返りについて（学校評価における留意事項）

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し今後の取組に生かす。

- ・いじめの予防・早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。